

令和4年11月15日
港湾局産業港湾課
海事局外航課

国際クルーズの受入を再開します ～国際クルーズ運航のためのガイドラインが策定されました～

我が国では、2020年3月以降、国際クルーズの運航が停止しておりましたが、この度、関係業界団体によるガイドラインが策定・公表され、日本における国際クルーズの受入再開に向けた準備が整いましたので、お知らせいたします。

本年9月26日に、政府の新たな水際対策の緩和措置として、「現在、国際線を受入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入に係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入を再開する」ことが発表されました。

これを受け、外国クルーズ船社の業界団体である日本国際クルーズ協議会が「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン(第1版)」を作成し、また、本邦クルーズ船社の業界団体である日本外航客船協会が国際クルーズに対応した「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第8版)」を、日本港湾協会が国際クルーズに対応した「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン(第8版)」をそれぞれ改訂しました。

国土交通省では、これらのガイドラインの内容について、感染症や危機管理等の専門家の方々からご意見を頂くとともに、関係省庁と確認いたしました。本日(11/15)、各団体よりガイドラインが公表され、日本における国際クルーズの受入を再開することとなりましたのでお知らせいたします。

今後は、各クルーズ船社が、寄港を予定している港の関係者と受入れに関する協議を行い、合意を得た上で、順次運航を再開することとなります。

※各ガイドラインについては、下記をご参照ください。

- ・国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン(第1版) : https://www.wave.or.jp/cruise/index_jicc.html
- ・外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第8版) : <https://www.jopa.or.jp/>
- ・クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン(第8版) : <https://www.phaj.or.jp/guideline/index.html>

【問い合わせ先】

国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室	池町、高原
電話：03-5253-8111（内線46431、46424）	（直通）03-5253-8672
	（FAX）03-5253-1651
国土交通省海事局外航課	仲村、横山
電話：03-5253-8111（内線43325、43352）	（直通）03-5253-8619
	（FAX）03-5253-1645